

# 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス 感染症対策

Select Language

トップ  
ページ

最新  
情報

各種支  
援・取  
組み

スマートラ  
イフのため  
に

各種デ  
ータ

対策  
本部  
等資  
料

[トップページ](#) > [最新情報](#) > [マスク着用の考え方の見直し等について](#)

## マスク着用の考え方の見直し等について

令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されました。

「マスク着用の考え方の見直し等について」、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

マスク着用の主なポイントは次のとおりです。

令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人、委ねることになります。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

### <着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、**マスクの着用を推奨**します。

・ 医療機関を受診する時

・ 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する 医療機関や高齢者施設などへ訪問する時

・ 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（\*）に乗車する時（当面の取扱）

（\*）概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

○新型コロナウイルス感染症の 流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策として **マスクの着用が効果的**です。

### <症状がある場合など>

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

### <医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

### <事業者における対応>

○マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、**事**対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクのことは許容されます。

○各業界団体において、「業種別ガイドライン」の見直しを行い、者へ周知を行う予定です。

## [留意事項]

○子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。

○なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

**マスクを着用しましょう**



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

**マスク着用が効果的です**



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

> [新型コロナウイルス感染症対策トップページ](#)

> [最新情報](#)

> [各種支援・取組み](#)

- > スマートライフのために
- > 各種データ
  
- > 対策本部等資料
  
- > ご意見募集
  
- > ご提案窓口（研究者・企業向け）

---

## 新型コロナウイルス等感染症対策推進室（内閣官房）

[公式Twitter](#)   [公式YouTube](#)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

Office for COVID-19 and Other Emerging Infectious Disease Control, Cabinet Secretariat, Government of Japan  
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL.03-5253-2111（代表）

Copyright©Office for COVID-19 and Other Emerging Infectious Disease Control, Cabinet Secretariat, Government of Japan